

第1回半田市議会定例会 総務委員会委員長報告

当総務委員会に付託された案件については、3月13日及び14日は午前9時30分から、15日は午前10時から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第9号中、当委員会に分割付託された案件については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

委託料が多いと感じるが、どのような基準で実施しているのか。とに対し、
基本的に職員で出来るものについては、職員で実施しておりますが、専門知識の必要な事業及び採算性を考え職員が実施したのでは、非効率な事業については委託へ出しており、予算査定時において仕分けをさせていただいております。とのこと。

歳出 2款1項1目 職員研修費について、今後、職員が中心となって市民の方と協働を推進していく必要があると考えるが、職員に対する協働の研修は行わないのか。とに対し、

予算書に研修の名称は載っていませんが、組織活性化研修の中で、市民協働に関する意識の啓発をしております。とのこと。

また、自治体法務検定受検料とはどのような内容のものか。とに対し、
法務能力を高めるため、新規採用職員全員及び希望する在職職員に対して検定を受検させるためのテキスト代と受検料です。とのこと。

同項2目 半田市報発行事業について、事務事業評価の2次評価において、方向性について、改善推進とあり、提供する情報の充実を図るとあるが、具体的にどのような改善を行うのか。とに対し、

多くの市民に市報を読んでもいただくため、表紙のリニューアルや市民の皆さんから情報を提供していただき掲載する市民参加のページを設ける予定をしております。とのこと。

同じく コミュニティFM放送事業について、電波の届くエリアはどのくらいか。また、災害時の緊急放送は優先的に流れるのか。とに対し、

事業者が認可を受ける際に提出しているエリアは半田市内となっておりますが、恐らく隣接する自治体までは届くと思われれます。また、災害時の緊急放送につきましては、

既に協議を行っており、放送開始時には協定を結ぶ予定となっております。とのこと。

同項5目 市バス運行管理委託料について、公務又は公共性の高い事業で使用しているとのことだが、バスが走ることで山車まつりのPRになると考える。今後基準を広げていく考えはないのか。とに対し、

半田市内外を運行することで、市の名前や行事をPR出来ることは、効果的と考えますが、運行回数が増加することにより委託料も増加するため、公務又は自治区などの公共性の高い事業に限定する中でPRをしてまいりたいと考えています。とのこと。

同項6目 亀崎駅バリアフリー化事業について、工事内容はどのようなものか。とに対し、

エレベータ専用の跨線橋を一基、その他多機能型トイレ、耳の不自由な方のための列車接近表示機及び目の不自由な方のための触知案内板の設置が計画されております。とのこと。

同項9目 情報システム最適化事業について、第1次最適化事業の外部評価を実施するとのことだが、どのような項目について評価するのか。とに対し、

情報システムの運用体制に関する分析評価、事業体制の評価やセキュリティー及びシステムの脆弱性の分析等を行って評価をしていただくものです。とのこと。

同項11目 防犯活動事業について、一戸一灯運動は継続しているのか。とに対し、継続している事業です。毎年、行政協力員会議において区長さんにお話をさせていただき、市報にも掲載をしております。とのこと。

同じく 防犯灯整備事業について、防犯灯新設等工事で昨年度と同様にLED70灯となっているが、予算が安くなっているのはLEDの価格が下がったということか。とに対し、

昨年度は地上デジタルへの移行により共同アンテナ施設の撤去が行われ、その電柱に取付けていた防犯灯の付け替え工事の費用が含まれていたためです。とのこと。

同項14目 新庁舎建設事業について、今後、中央防災会議のデータが示され、前提としていたデータと根本的に異なった場合、見直す考えはあるのか。とに対し、

これまで過去の津波の高さ、或いは国土交通省が発表した津波の想定値等を根拠として提案してまいりましたので、それを根底的に考え直す大きな別の数値が出て来た場合は、受け止めていかなければならないと考えています。とのこと。

また、現在パブリックコメントを実施しているが、大きな反対意見が出た場合、見直しの検討をするのか。とに対し、

市報に市長が2回に渡り掲載したこと、また、パブリックコメントに対していろいろなご意見をいただけていると思っておりますが、現在の計画を基本的に見直さなければならないご指摘や成果が出た場合には、検討すべきことと考えています。とのこと。

同項15目 コミュニティリーダー育成業務委託料について、どのような内容の事業か。とに対し、

自治区やコミュニティに関する活動の充実を図るため、担当職員が現地の集会等へ出向き問題や課題を把握することにより、対象自治区のリーダー育成に向けた事業を行うものです。とのこと。

同款2項2目 市民税等賦課事務費について、新美南吉生誕100年を記念し、ご当地ナンバープレートを作成することだが、いつ頃交付する予定なのか。また、自分の好きな番号を選ぶことは出来るのか。とに対し、

現在まだ決定はしておりませんが、新美南吉の誕生日である7月30日からの交付を考えております。また、番号については、市役所へ来ていただき順番にお渡ししたいと考えています。とのこと。

同じく 市民税等徴収事務費について、知多地方税滞納整理機構は指導する機関のない独立した組織なのか。とに対し、

知多五市五町の職員及び県税事務所から職員が派遣され、知多県税事務所の徴収課長が事務局として入っております。実際の滞納整理は各市町の派遣職員が行っており、半田市の案件につきましては、半田市から派遣した職員が半田市の責任においてすべて取り扱っております。とのことでした。

その後、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり可と認めることに決定しました。

次に、議案第16号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

償還が終わり、今後の経営についてどのように考えているのか。とに対し、

雁宿ホール駐車場との一体的な利用方法について、雁宿ホールの車がスムーズに流れるような方策をとってまいりたいと考えており、利用料金の形態についても不公平の無いように対処し利用促進を図っていきたいと考えています。とのこと。

雁宿駐車場について、今後大規模な修繕が発生すると考えるが、収入増が見込める要因が無い中、基金の積み立て方について考えはあるのか。また、利用促進のため24時間営業する考えはないのか。とに対し、

現在の基金では大規模修繕に対応出来ないため、今後の課題として考えてまいります。また、24時間営業は、人件費などコストが増加するため考えておりません。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第17号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

大きなレースが少ない中、事業収入1千万円は見込めるのか。また、将来的に事業から撤退する考えは無いのか。とに対し、

広告宣伝費等の経費削減に努めており、目標の達成に努力してまいりたいと考えています。また、常滑市との間で結んでいる覚書が見直される場合には、議会にご相談する中で判断してまいりたいと考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第21号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

地域完結型医療を目指すということだが、地域との連携をどのように進めているのか。とに対し、

地域医療支援病院の指定を目指して、知多半島医療圏をカバー出来るよう登録医制度を実施しており、地域医療連携室の前に一覧表を貼り、かかりつけの診療所などと半田病院の連携を周知しています。とのこと。

院内保育所運営業務委託料について、看護師確保のための事業ということだが、この予算で足りるのか。とに対し、

実績の園児数を基に積算したものであり、園児数が増加した場合には、変更契約を行い対応する予定です。とのこと。

電算システム及び機器保守委託料について、電子カルテの導入から2年経過している

が、バージョンアップ等する予定はないのか。とに対し、

保守委託料の中にバージョンアップも含めた契約をしており、平成24年度にバージョンを上げる予定です。とのこと。

看護師の確保について、改革プランで掲げている看護基準7対1体制について、現状の推移の中で、質の低下を招かずに、どのように確保していくのか。とに対し、

7対1体制は目標ではありますが、急性期病院で非常に勤務が忙しく、目の届かないというような質の低下にならないよう、まずは看護師数を増やす事が一番の課題と考えています。とのこと。

循環器内科、産婦人科及び麻酔科の医師が減少しているが、確保に向けてどのような努力をしていくのか。とに対し、

院長、医務局長による大学医局への積極的な働きかけ、また、研修医の中から専門医に育っていけるような取組みを行っていますが、現段階では見通しが立っておりません。とのこと。

医師・看護師の超過勤務手当が増加しているが、医療職の給与改定によるものか、人手が少なく業務量が多いためか、どのような理由によるものか。とに対し、

急性期病院により業務量が増加し超過勤務手当が増加しているものと考えています。業務量の縮減に向け医師事務補助員や看護助手を増やすことにより、少しでも医師・看護師の業務負担の軽減が図れるよう対策をとっております。とのこと。

黒字額2,104万円の根拠は何か。とに対し、

地域医療支援病院の指定取得をすることによって得られる診療単価の加算を見込んで算定したものであり、目標を達成したことによる黒字額と考えています。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第24号及び、議案第25号の2議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、2議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第26号については、補足説明の後、質疑に入り主な質疑として、

市税等徴収員について、どのような業務内容か。とに対し、
個別訪問による催告等の徴収や納付指導で、勤務時間は週4日の1日5時間を設定しております。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第27号、議案第28号及び、議案第39号の3議案については、それぞれ補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、それぞれ採決した結果、3議案とも委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。